

大宮法科大学院大学はなぜ出来たのか

—— ロースクールから法科大学院への10年

久保利英明

I	はじめに.....	86
II	ロースクール前史としての法曹人口問題.....	86
III	ロースクール構想の幕開けと第二東京弁護士会の活動.....	89
IV	司法制改革審議会でのロースクール議論と結論.....	92
V	2001年度に私の体験した日弁連と二弁の取り組み.....	93
VI	前橋ロースクールの挫折と大宮フロンティアロースクールの誕生.....	95

I はじめに

司法制度改革審議会意見書が2001年6月12日に出されてから、早くも10年が経過することになる。その2001年度(平成13年度)の二弁会長兼日弁連副会長として司法改革の最前線を担ってからもう10年、66才にもなったかと思うと感無量のものがある。とりわけ法科大学院制度については第二東京弁護士会が先鞭を付けたとして、日弁連では法科大学院は二弁出身の副会長が専ら中心的な役割を担うというのが、暗黙の了解事項となっていた。2000年度川端和治二弁会長に続いて私もその重責が割当てられた。2001年4月から意見書発表までは司法制度改革審議会や自民党・公明党、法務省、最高裁、文科省との意見調整に走り回り、その後は、意見の実現のために、後継組織の立ち上げや、日弁連会内合意のとりまとめに奔走した。本稿ではその活動当時の法科大学院の基本構想、基本的な制度設計が如何なるものであったかを振り返ってみたい。

ロースクールは決して専門職大学院としての大学改革から始まったものではない。法科大学院構想とは法曹人口の飛躍的増加を達成することを前提に、法曹養成制度を司法研修所や法学部の改廃をも視野に入れて、官僚司法から弁護士を中核とする司法に改革する壮大な拡がりを持つ革命的な発想に基づくものであった。だからこそ、100年に1度の司法大改革の柱とされたのである。

このことを忘れて、3000人への新規法曹人口の増員も法科大学院教育の充実も抜きにした司法研修所の給費制などを最大のテーマであるかのごとく考えたら、司法改革の本質を見失い、ロースクール構想が真に目指していた「この国のかたち」を損なうことになるのである。ロースクール構想とは官僚と予算に縛られず、法曹人口増員のボトルネックとなる最高裁司法研修所の桎梏から解き放たれるための仕掛けだからである。

II ロースクール前史としての法曹人口問題

法曹人口問題と法曹養成制度は1988年法務省が設置した法曹基本問題懇談会以来、広く議論の対象となってきた。1990年には国会で法曹人口の適正な確保を求める附帯決議がなされたし、日弁連自身も平成当初の司法改革宣言において身近な法曹と裁判所を目指す宣言を行った。

1991年に開始された法曹養成制度等改革協議会(改革協)でも法曹人口問題が最初から討議の対象となった。しかし、具体的に500人程度の合格者をどこまで増加させるべきかの合意は形成されなかった。この点について最初に争点とされたのが1994年2月に行われた土屋・川上選挙であった。

1 1994年2月 日弁連会長選挙

この選挙では土屋・川上両候補とも二弁会員で、新風会という必ずしも大きいとはいえない同一会派に所属していた。争点の一つが法曹人口問題であった。「新規合格者1000人を検討する」と述べた川上を「明確な人数を示さなかった」土屋が破るという結果になった。ただし土屋自身は多数派の支援を受けるために敢えて明確にしなかっただけで実質的な政策の差はこの点ではなかったと私は理解している。だからこそ、土屋執行部は当選後の総会で1000人以上という明確な執行部案を提案したのである。1000人以上を提案せずして日弁連が国民の支持を得られないことはほとんど明確であった。

2 1994年12月21日 日弁連臨時総会

この総会は執行部主導ではなく増員反対派からの総会招集請求権を受けて急遽開催されたものであった。執行部は国民の意見に配慮して「司法試験・法曹養成制度の抜本的改革案大綱」と銘打って毎年1000人以上の新規法曹を念頭におく制度の創設を意図したものの、全国的かつ各委員会での検討を終えていなかった。一方、700人維持を強硬に主張する反執行部は用意万端整えて総会での決戦を挑んできたのである。白熱する審議のさなかに、正式提案でも修正案でもない関連決議として「今後5年間800人に止める」という辻誠元会長提案がなされた。

私は執行部提案を支持していたが、この関連決議は原案とも反対提案とも矛盾し、修正案としての提出でもないから、委任状の行使は許されないと総会で主張した（「こんな日弁連に誰がした」97頁）。しかし、弱気になった執行部は関連議案として認め採決に入ったので、関連議案には賛成しなかった。しかし、結果は圧倒的賛成により可決されてしまった。執行部原案自体は賛成多数で可決されたにもかかわらず、結果的にこの関連決議の可決により政治的に執行部は1000人への増員を封じられてしまった。この状況で日弁連は裁判所・法務省からも孤立し、800人に止めて既得権を守ろうとする弁護士のエゴイズムと世論からも厳しい指弾を受けることとなった。

3 1995年11月2日 日弁連臨時総会

日弁連は1994年12月の臨時総会における関連決議の軛から逃れるために、1年もたたないうちに再度臨時総会を開催して丙案（1996年から合格者中2/7を受験回数3回以内のものから採用するという案）阻止のためという名目で司法試験合格者数1000人の受け入れを決議した。しかし、このような出し遅れの証文によって丙案を阻止することは出来ず、丙案が、若年層には下駄を履かせるのかと言う批判を浴びながらも実施されることが決まった。

確かに丙案そのものは世論からも批判を浴びた偏った制度ではあったが、弁護士会が増員を認めず検事や裁判官の給源の枯渇を招いていた以上、法務省や裁判官にとってはやむを得ない措置であったのかも知れない。1年前の時点で1000人を認めていたら、丙案が回避できただけでなく、弁護士会の声望はむしろ上がったに違いない。誠に残念な辻修正案であった。

4 1995年11月13日 法曹養成制度等改革協議会意見書

日弁連が増員に抵抗している間に外部委員の強硬意見に支配された法曹養成制度等改革協議会において1000人はおろか1500人説及び修習の大幅短縮が多数説となった。法曹増員はもはや日弁連が何と言おうと他の法曹二者をも巻き込んで滔々と奔流となって動かしがたいものとなっていた。

5 1996年7月 三者協議開始

1996(平成8)年7月から、「司法試験・法曹養成制度の抜本的改革」を議題として三者協議が開始された。ここでは法曹人口と共に司法修習期間の短縮が議題とされた。

私は当時この協議において日弁連代表の協議委員であったが、日弁連は増員の場合の質の確保を視野に入れて研修期間2年の堅持を主張した。しかし、最高裁・法務省は裁判・検察実務修習、特に検察修習が事実上不可能であるという理由から1000人の場合修習期間は1年6月に短縮し、1500人に増員された場合の修習期間は1年とすると強く主張し譲らなかった。

私はこの協議の中で、最高裁・法務省は法曹人口の増加とは弁護士の増加を意味すること。その質の維持はそれぞれ独自に実施するものであり、研修所教育を実質的な法曹一元のための教育とは考えていないことを確信した。検察・裁判の実務修習が人員不足のため、円滑に遂行できないならば弁護士修習を拡大してはどうかという私の提案は一切歯牙にも掛けられなかった。司法研修所は最高裁判所の管轄下で裁判官研修を既に行っており、法務省は自ら検察官教育のためには独自の施設とカリキュラムを用意し始めていた。冷静に見れば司法研修所と二回試験は若くて優秀な裁判官・検察官の素材を見だし、囲い込むための鑑別システムにすぎないのかもしれないかもしれなかった。

6 1997(平成9)年3月 規制緩和推進計画

他方、政府は、1997(平成9)年3月に、「規制緩和推進計画の再改定について」を發表し、その中で「平成9年10月末までに、司法試験合格者の1500人への増員について法曹三者協議の結果を得て、同年度中に1000人への増員について所要の措置を講ずる」とした。法務省は、このようななかで、1997(平成9)年6月の三者協議において、

合格者1000人体制による修習実施の概ね3年後(2002 [平成14]年)から1500人体制問題について協議を開始する旨の提案を行った。

7 1997 (平成9)年10月15日 日弁連臨時総会

日弁連は、1997 (平成9)年10月15日に開催された臨時総会において、1998 (平成10)年度から司法試験合格者数を1000人程度とすること、修習期間を1年半に短縮すること、研修弁護士制度や合格者に対する入所前研修の実施等新しい修習制度を創設すること等を骨子とする執行部提案を可決した。この提案は1500名の問題については、「司法修習の受入れ体制などとともに、社会ニーズの動向(関連諸制度の整備状況を含む)などについて調査・検討を加え」、法務省提案と同時期に三者協議を開始するというものであった。

8 1997 (平成9)年10月28日 三者協議成立

1997 (平成9)年10月28日の三者協議は2週間ほど前に可決された前述の決議を受けて、司法試験合格者を1998 (平成10)年度は800人程度に、1999 (平成11)年度からは年間1000人程度に増加させること、修習期間は当面1年6か月とすること、将来1500人をも受け入れることを骨子とする法曹三者の合意が成立した。しかし、法曹養成や増員問題は法曹三者の専決事項ではない。国民的コンセンサスの必要な国家レベルの戦略事項であるという発想から司法制度改革審議会が作られるにいたって、その後、三者協議会が開催されることはなくなり、今日に至るまで開催されていない。

9 小括

ついに日弁連は法曹人口問題で増員を阻止することについても、法曹養成の期間を維持することについても世論の支持を取り付けることが出来ないまま、受け入れざるを得なかったのである。

しかし逆に、こうした敗退の歴史は、弁護士の一部に弁護士と弁護士会による独自の法曹養成システムの構築の必要性を認識させた。特に、「法化社会」、「法の支配」の実現のためには、全国津々浦々に至るまで多数の弁護士が必要であり、訴訟弁護士のみならず企業の契約や海外との取引などに携わる弁護士の大量増員が必要であることを実感していた東京の弁護士、とりわけ従前から法曹養成・法曹増員に先駆的な意見を発表し続けていた第二東京弁護士会の危機感は強まる一方であった。

III ロースクール構想の幕開けと第二東京弁護士会の活動

以下年次別にロースクール構想の変化を検証してみよう。

1 1997年

この頃二弁では司法改革二弁本部法曹養成部会において米国・EU諸国・韓国の法曹養成制度の研究に着手していた。最高裁判所司法研修所に依存する弁護士を含む法曹の養成制度が比較法的に見て如何なる存在であり、修習期間の短縮の影響も受けてその機能に問題を生じてくる司法研修所システムを補完し、或いはそれに代わる、時代に適合した修習システムの検討を行おうとするものであった。

11月11日 自民党の方針

自民党司法制度特別調査会は「司法制度改革の基本方針」の中で、「ロースクール方式の導入など法曹人口の大幅増加に対応する法曹養成のあり方について研究する」とロースクールに言及した。第二東京弁護士会はこの方針に敏感に反応し、弁護士会としてもロースクール制度の研究を開始すべく準備を始めた。

2 1998年

5月 法曹養成二弁センターの設立

新たに法曹養成二弁センターが発足し、飯田隆委員長の下で、副委員長として遠藤直哉・野島正・小林哲也会員などが、早晚法曹2000人時代が到来することを予想し、その場合には、量的にも質的にも研修所教育の限界が訪れることを想定して、その代替策としてのロースクール構想の課題と問題点を検討し始めた。講師として韓国法制に詳しい金敬得弁護士、米国のロースクールに詳しい浜辺陽一郎弁護士、EU法の須網隆夫早稲田大学教授、ハーバードロースクール出身の柳田幸男弁護士、法社会学者で米国の司法に詳しい宮澤節生神戸大学教授、独自のロースクール論と研修弁護士論を組み合わせた遠藤直哉弁護士等を招いて、ロースクールの実状と問題点の学習、並びに日本型法科大学院と研修弁護士のジョイント構想等を研究した。

10月 司法シンポジウムでの提言発表

二弁は司法シンポにおいてこの間の検討結果を基にロースクールに関する提言を発表した。

その後、文部科学省高等教育局大学課や多くの大学において、ロースクール設置の検討が進んできたことを踏まえて、東京大学・京都大学・一橋大学をはじめ有名私立大学にインタビューを行った。

大学審議会はこの月「21世紀の大学像」としてロースクール構想を文科省に答申したが、二弁としてはその内容を大学教育のあり方ではなく、法曹養成の観点から論じることとなった。

3 1999年

4月 法曹養成二弁センターは前記調査結果を盛り込んだ第二次中間報告書を発表した。

7月 政府は法曹以外の外部有識者による**司法制度改革審議会**を発足させ、座長は佐藤幸治京大教授が務めることとなった。弁護士会からは中坊公平氏が委員となったが生粋の弁護士は彼一人であり、他は元裁判官、元検察官の立場に立つ弁護士であった。

10月 当時の二弁会長川津祐司、担当副会長柏木俊彦(現本学学長)のリーダーシップの下で法曹養成二弁センター(委員長 川端和治、現本学教授)は一次、二次中間報告を踏まえて、第三次報告書として「法科大学院ロースクール問題に関する提言」をとりまとめ、常議員会の承認を得て公表した。文科、大学からのロースクール推進行動に対して、弁護士会側からの提案としては初めてのものであった。

この提言の特徴は、第1に法曹一元を強く意識し、弁護士会の大学への全面的な協力の下に運営される法曹養成を中核とする法科大学院を提唱するものであった。

第2に司法試験合格者の内、法曹資格を得ようとする者は全員2年間の研修弁護士の過程を経ることを要求していた。裁判官になろうとする者も一律に研修弁護士を経ることによって限定的ではあるが法曹一元の理念に近づこうとするものであった。法科大学院修了者による新司法試験が開始された後は、司法研修所を廃止するという点で大胆な提言であり、司法研修所の教育にノスタルジアを感じる層はもちろんのこと、研修所教官経験者からは猛烈な反発が寄せられた。

特に研修所教育の技術偏重、要件事実教育のアナクロニズムや刑事修習における旧態依然たる実務への追従などが指摘されたことへの反発は研修所教官グループとの論争を招いた。法科大学院の開設は2003年4月開設を予定し、当面の新規法曹人口を1500名とした上で、初年度合格率を75%と想定した。新司法試験は2006年からの実施を目的としその管理は弁護士会が行い、試験科目としては法曹倫理と多様な法律科目を予定していた。法曹三者による協議において司法研修所に依存した法曹養成には限界のあることが既に判然としていたから、司法研修所に代る存在となることが当然の前提とされていた。

4 2000年

5月 改革審の要請で文科省に大学関係者・法曹三者による「法科大学院構想に関する検討会議」が発足。

5月 自民党司法制度調査会が1年がかりでまとめた「21世紀の司法の確かな一歩—国民と世界から信頼される司法を目指して」を発表した。同調査会はこの第6「21

世紀の法曹養成のあり方」に二弁の提唱する日本型ロースクール構想を取り上げ「大学院レベルにおいて、問題事例研究やディスカッションを重視した少人数方法による実務指向型の高度な法学専門教育を行おうとするもの」と評価している。

8月8日 改革審の集中審議の中で新規法曹を毎年3000人程度とすることで合意が成立した。

10月 検討会議の報告書が提出された。

11月1日 日弁連臨時総会 議長解任動議や檀上占拠の動きも出る混乱の後、司法試験合格者3000人の受け入れと法科大学院構想の積極的な推進を決議した。この総会をめぐっては、全国の弁護士会で司法改革賛成派と反対派の間で壮絶な委任状合戦が繰り上げられた。

11月20日 司法制度改革審議会の中間報告書が発表され、法科大学院制度の採用と司法試験合格者3000人を目指すことが記載された。

12月 日弁連法科大学院設立・運営協力センターが設置され、本格的に法科大学院制度並びに教育内容などの具体的な検討が進められた。二弁選出の委員は其中で指導的役割を果たすこととなった。

IV 司法制改革審議会でのロースクール議論と結論

審議の当初はプロフェッショナルスクールとしての米国型ロースクールモデルの検討・紹介からスタートした。たとえば柳田幸男弁護士の提言はアメリカ型のロースクールを前提としつつ、法学部をゼネラルアーツとして分離しようとする⁽¹⁾。

さらに、経済界代表の一人である、審議会委員の石井鉄工所石井宏治社長はマサチューセッツ工科大学のMBA資格保持者であるが、米国に於ける専門職教育を参考に実務家教員による実務教育システムを法律家教育にも採用することを念頭にロースクールを推奨した。

一方、旧来の法学部を擁する大学では東大構想に見られるように、法科大学院の主たる給源を東大法学部学生と措定し、他学部や他大学の卒業生を対象としない試案となっていた。神戸大学試案においては法学部4年次の教育と法科大学院の1年次教育を合体させる構想も提示されていた。結局、大学側にとっては法曹養成機関として法理論と実務の架橋よりも法学部教育と経営の維持が関心事となっていた。

改革審での議論は法学部を抱える大学教員と経済界や労働界、消費者委員等の司法

⁽¹⁾柳田幸男「日本の新しい法曹養成システム(上)(下)」ジュリ1127号111頁、1128号65頁(1998年・①論文)、同「ロースクール方式の構想について」ジュリ1160号72頁(1999年・②論文)。

のユーザー目線の委員と法曹三者委員の間でまだ見たこともない日本型ロースクールのあり方を巡ってかみ合わない論戦が繰り広げられた印象が拭えない。

しかし最終的には中坊委員の発言を通じて強力に展開された日弁連の意見やユーザー代表委員の意見が文科省の提唱する専門職大学院構想の後押しを得て、日本型法科大学院として結実したと言える。

V 2001年度に私の体験した日弁連と二弁の取り組み

1 2001年

(1) 日弁連は久保井一匡会長の2年目に入り、2000年度に法曹人口・法曹養成担当副会長であった川端和治弁護士が特命嘱託として各省庁との調整の補助を行うこととなった。

4月 筆者(当時二弁会長)は日弁連副会長に就任すると同時に法曹養成とくに法科大学院担当となり、司法制度改革審議会・事務局・各政党との折衝及び日弁連法科大学院設立・運営協力センターの①カリキュラム部会②教員養成部会③制度検討部会の作業とりまとめなどを担当した。各政党の考え方はバラバラで、さらに政治家一人一人が独自の法曹養成論を持っていた。例えば同じ自民党でも法科大学院推進派、司法試験至上主義者、財政支出抑制論者、予備試験など法科大学院を経ないバイパスの充実派など様々で、それぞれの政治家が自分の生い立ちと重ね合わせた独自の教育論をお持ちのため説得には苦慮した。特に自民党司法制度調査会の法曹養成部会は論客が多く、一旦説得したと思っても、またぐらついたりして、意見書をまとめきるまで、どのような見解が政治家から示されるか安心できなかった。

改革審の事務局長は大学同期で同期合格の樋渡利秋氏(後に検事総長)だったから、お互い立場は違っても、「司法改革を成功させなければならない」という思いが共有できていたのは有り難かった。憶測と後知恵で司法制度改革の裏の思惑などしたり顔で書物を書いている弁護士もいるが「この国のかたち」を今変えなければ、ワンゼネレーションだったら、この国は三等国になると言う危機感が審議会委員とそれを補佐する人々を突き動かしていたことは間違いない。

6月12日に司法制度改革審議会の意見書が提出され、佐藤宏治会長、井上正仁委員がもっとも力を入れていた法科大学院について、明解な記述がなされていたことに一安心した。もっとも、司法研修所は存続され、実務修習を中核とすると書かれていたが、全ては法科大学院教育の充実度にかかっていることもうかがわれた。法科大学院の開設は2004年4月と定められ、学生募集時期を考えると2年か遅くとも2年半で設置認可にこぎ着けなければならないスピードである。

意見が出れば次は実行である。審議会が開かれている間は中坊公平委員が中心で日弁連は表面的にはそのサポート役にすぎなかったが、ここからは日弁連と全国の弁護士会が主体となって法科大学院を支援しその開校を推し進めなければならない。未だにロースクール反対に凝り固まっている単位会は東北、関東近辺を筆頭に目白押しである。弁護士過疎と言われる東北6県に仙台以外でも開校していただかないことにはせつかくの法科大学院が弁護士過疎に役立たないことになる。全国行脚をしてでもまず日弁連・単位会を固めたいが各地の実状を見ると、頼みの岩手でさえも弁護士実務家教員はおろか研究者教員の確保もおぼつかない状況であった。

7月からは会内の意見を統一し、改革を推進するために担当副会長としてフル稼働することになり、二弁会長の役割は二弁副会長以下にゆだねざるを得なくなった。制度面でも設置認可基準、第三者評価基準と担当機関の設定・権限・評価方法の検討から裁判官・検察官の実務家教員の確保方法まで焦眉の急務となる。さらに新司法試験のあり方から、現行試験から新司法試験への移行システムの検討、司法修習も多数合格者を対象とした実務修習日程や移行期の処理などもどのように進めて良いのやら、みんなで知恵を出し合うしかない。教育実務もモデルコアカリキュラムの作成、実務科目のカリキュラム策定と各科目教材の策定・出版、弁護士実務家教員の研修育成など枚挙に暇がない。

8月には意見書の実現に向けて、内閣官房司法改革推進準備室が設置され、司法制度改革推進法案の策定作業が進み始めた。

10月25日には衆議院法務委員会で質疑がなされた。民主党の仙石由人議員(現官房長官)から特に法科大学院に的を絞って「標準の3年制で幅広く学修するのが意見書の記載だ。2年制の方の合格率が良ければ、よい大学だということになっては却って改悪だ。」との質問に対し、森山法務大臣が「意見書に書かれたとおり具体化したい」と答えた。また、「奨学金を惜しむな、個人の自立のためには奨学金による支援が必要だ」との質問に池坊文科政務官が「奨学金で学び社会に出てから返済するという個人の自立を促しつつ、公的支援をしていく」と答えるなど政策実現にむけて実りある質疑が交わされた。2年制が合格率で幅をきかせ、多くのロースクール学生が奨学金不足に苦しむ現在、文科省、法務省はもう一度この日の議事録を読み直すべきではないだろうか。

11月には法案が可決され、準備室長も務めていた樋渡氏に代わって司法改革推進本部事務局長にこれも大学同期の山崎潮法務省民事局長(千葉地裁所長に転出されたが、同地で逝去)が就任した。

12月には司法改革の10のテーマごとに検討会議が設置され、私は国際化検討会の委

員となる一方、川端特命嘱託が委員となった法曹養成検討会の担当副会長として活動することとなった。またしても二弁コンビで法曹養成を担うこととなったのである。

法科大学院については法曹養成検討会議で討議しつつ、文科省が中教審法科大学院部会で設置基準の大綱をはじめ、教育方法、教員組織、学生支援制度などを討議した。日弁連では法科大学院設立・運営協力センターがこれらのテーマを含めて提言を発表したりして、推進準備室第3ライン、後に推進本部事務局第7班と密接な連絡・協議を重ねた。

この時点では、相次いで多数の法案が立法段階に至ったため、主として自民党・公明党・民主党などの与野党国会議員によりよい法科大学院設立のための説得要請活動が活発化し、毎週のように7時半からの自民党の朝食会に出かけたり、ヒアリングを受けたりハードワークが続いた。地方選出の副会長の中には年間200泊以上が東京暮らしというエレジーも聴かれた。

法科大学院問題について日弁連トップは二弁の考えを良く理解していた。「法学部の上にとちょこんと乗ったロースクールは本来、好ましくはないが、それでも弁護士独自の教育システムとしては研修所よりも良くなる可能性がある。作ってしまえば財務省から予算をもぎ取る気持ちも能力もない最高裁事務総局よりは文科省の方が予算面ではずっと頼りになる。日弁連は文科省を徹頭徹尾支えるべきだ。」「大量増員になったら司法研修所にはもはや期待は出来ない。司法研修所は裁判官養成と修習生教育と二つの役割を担っているが、法曹の大半を占める弁護士教育は法科大学院が担当するしかない。研修所が疑似法曹一元をになった歴史的役割は終わった。これからはたった一年、それも班編成の実務修習中心では「同じ釜の飯」意識も湧かない。我々の時代は同じクラスメートとして前期4ヶ月、後期4ヶ月を共に過ごしたからこそ一体感もあった。今やその役割は法科大学院で果たせる。判事も検事も法科大学院の同級生じゃないか。」と言われた言葉の数々が耳の奥に残っている。

VI 前橋ロースクールの挫折と大宮フロンティアロースクールの誕生

二弁ロースクール構想を語るとき、那須弘平氏から自ら理事長を務める群馬法律専門学校を寄贈してもよいとの有り難い御申出を忘れるわけには行かない。元来二弁意見は弁護士会の大学への全面的な協力の下に運営される法科大学院を提唱するものであった。審議会意見も「法科大学院は法曹養成に特化した実践的な教育を行う学校教育法上の大学院とすべきである。なお、法科大学院の設置は既存の大学を拠点としなければならないわけではなく、例えば弁護士会や地方公共団体等の大学以外の主体が

学校法人を作るなどして法科大学院の設置基準を満たせば法科大学院を設置することができる。」と明言している。群馬法律専門学校を活用して二弁ロースクールを開設できないだろうかと私は二弁会長として懸命に努力し、文科省とも折衝し、前橋市や群馬県庁にもアプローチを試みた。二弁の主立ったメンバーに前橋の学校施設見学をしていただき、群馬弁護士会にも教員の派遣を要請した。文科省の担当官や上層部とも協議し、色々とお知恵は頂いたが、ロースクールは大学院設置認可対象なので、残念ながら学校法人ではあっても、専門学校では要件を充足しないとの結論であった。大学の設置認可を受けるのでは気の遠くなるほどの時間とコストがかかってしまう。審議会委員として熱心にロースクール構想をぶち挙げてくれた石井宏治委員にも相談したところ、「防衛大学校や防衛医科大学校もあるし、法務省が認可すれば問題ないと思っていた。だから弁護士会でも作れるとしたので、大学法人を作れと言われたら弁護士会には到底、無理だろう。私は法科大学院という名前には反対でロースクールで良いじゃないかと言っていたんだ」と啞然とされた。群馬弁護士会も執行部は好意的であったが、会員全体に司法改革全体に対する反感が根強くあるとのことで、群馬県内の大学と組むことも困難であった。浜中善彦弁護士の紹介で旧富士銀行系のコンサルタントにも格安でお願いしてフィジビリティスタディも行い、それなりの見通しも立ったが、東京からの距離的な遠隔を克服することの困難性、二弁教員を含めて確保の困難性、学生募集のハンデなど総合的に考慮すると断念せざるを得なかった。それでも私は弁護士会が教学面で主導できる法科大学院が絶対に必要だとの思いを捨て去ることが出来なかった。いちいち全ての交渉先を挙げることは控えるが、法曹の多様性を確保するために有益と考えられる多様な大学を尋ねまわった。その結果、巡り会ったのが埼玉の佐藤栄学園であった。理事長の佐藤栄太郎先生は法曹を養成する法科大学院の価値を認められ、自ら設置に向けて土地や建物の手当を終えられていたが、設置基準を満たすだけの教員確保と全く新しい法科大学院での教育方法に一抹の不安をお持ちであった。二弁が教育と教員確保に全面的に協力するので教学面はお任せ下さいと伝えると、「是非一緒にやりましょう」と設置に向けて全速力で進めることとなった。固く握手をしたときの日展無鑑査の彫刻家でもある先生の大きな力強い掌のぬくもりは今も忘れない。

2002年9月24日 既に私は二弁会長を退いていたが、後任の井元義久二弁会長によって、二弁と佐藤栄学園との提携協定書が無事締結されることとなった。

それまでもそして協定後も大勢の方々のお世話になりながら、ついに**2003年11月27日**文科省から認可が下りた。この日、「大宮法科大学院大学」という日本でただ一つ

大学名に法科大学院の名称の入った法科大学院として河村文科大臣から佐藤理事長が全法科大学院68校を代表して認可証の交付を受けた。河村大臣は自民党文教族の有力議員で自民党の朝食会ではいつも助けていただいただけに、この場面をTVニュースで見た私の思いはひとしおだった。

「那須さんの群馬法律専門学校がなければとっくに諦めていたかも知れない。」「佐藤栄学園がなければついに弁護士会が深く関与する法科大学院は日本に一つも出来なかったかも知れない。」そんな感無量の過去の思い出と共に、何が何でもこの法科大学院をプロがプロを作る本当のプロフェッショナルスクールとして発展させなければと私は将来の飛躍を心に期した。

さて、開学の苦労や46名に及ぶ司法試験合格者を生み出した喜びは、また、しばらく時間を頂いて後日書きつづることとして、今回はここで一旦筆を置くこととする。

以上

参考文献

- 「魅としての第二東京弁護士会」(第二東京弁護士会、2006年刊行)
250ページ：法科大学院創設の歴史と今後の課題(飯田隆)
261ページ：大宮フロンティアロースクール創設と展望(久保利英明)
- 「月刊司法改革」
1999年12月号55ページ：第二東京弁護士会の法科大学院構想提言(川端和治)
2000年1月号33ページ：法科大学院構想と現行法曹養成制度(永石一郎)
- 「こんな日弁連に誰がした」(小林正啓、平凡社新書、2010年)
- 「法科大学院序論」(高橋宏志、法学協会雑誌118巻12号1872ページ、平成13年12月)
● 「法科大学院(ロースクール)問題に関する提言」及び「二弁提言の根底にあるもの(山岸良太)」(ジュリスト1172号(2000年2月15日号)179ページ以下)
- 「司法改革」(大川真郎、朝日新聞社、2007年)

